

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年3月定例会

議案の 件名	議案第11号 交野市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）			
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料のうち、消防事務に関するものについて定めたもの。	北河内7市についても同様の改正を行う。					
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
地方分権推進計画に基づく手数料の標準額の見直しに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和4年1月26日に公布され、令和4年4月1日に施行されることから、交野市消防関係手数料条例の一部について改正を行うもの。						
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉					
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第32号）が令和4年1月26日公布、令和4年4月1日施行。	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		6.6 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている。 6.7 火災や事故、犯罪が少なく安心である。 6.8 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている。			
	○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称				
〈市民参加の状況〉		策定年度				
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間				
	〈政策等の実施時期〉		令和4年4月1日			
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	消防本部	予防課	<input checked="" type="checkbox"/> 無 新旧対照表等			

交野市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

地方分権推進計画に基づく手数料の標準額の見直しに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和4年1月26日に公布され、令和4年4月1日に施行されることから、交野市消防関係手数料条例の一部について改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

①別表第5の6の項について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査のうち、当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合の手数料を「110,000円」から「98,000円」に改正する。

②別表第5の8の項について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定による貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査の手数料の規定中「17,000円」を「15,000円」に改正する。

3. 施行日

令和4年4月1日

交野市消防関係手数料条例（平成24年条例第18号）新旧対照表

新				旧			
別表第5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）関係手数料				別表第5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）関係手数料			
事務	区分	金額		事務	区分	金額	
1 ～ 5	(略)			1 ～ 5	(略)		
6	法第35条の6第1項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	(1) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	55,000 円	6	法第35条の6第1項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	(1) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	55,000 円
		(2) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	80,000 円			(2) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	80,000 円
		(3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	98,000 円			(3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	110,000 円
7	(略)			7	(略)		
8	法第37条の2第1項の規定による貯蔵施設の位置、	15,000 円		8	法第37条の2第1項の規定による貯蔵施設の位置、	17,000 円	
		に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設				に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設	

新			旧		
	構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	備の数を乗じて得た金額		構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	備の数を乗じて得た金額
9 ～ 1 3	(略)		9 ～ 1 3	(略)	